

第 3 3 9 回



静岡県内水面漁場管理委員会



議 事 録



令和 7 年 8 月 1 9 日

第339回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和7年8月19日（火） 午後2時から
- 2 開催場所 静岡中央ビル 5階 第1会議室
(静岡市葵区迫手町9番18号)
- 3 議事内容
 - (1) 資源管理の状況等の報告について 資料1
 - (2) うなぎの採捕禁止に係る委員会指示について 資料2
 - (3) うなぎ稚魚漁業の許可について 資料3
 - (4) その他
 - ・ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委 員	山本 俊康	朝倉 穂積	前澤 元次	岩田 克久
	宮本 善互	大石真依子	秋山 信彦	松本 美紀
	古畑 恵子			
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	松山 創	田中 寿臣	瀧川 智人	大島 伊織
	日吉菜々子			
- 5 欠席者氏名 関 いずみ

- 吉野局長 皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第339回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。
- 本日は、関委員以外の9名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。
- それでは、開会にあたりまして、山本会長よりお願いいたします。
- 山本会長 皆さんこんにちは、会長の山本です。7月30日に開催を予定していましたが、ロシアの地震の影響により津波警報が発令されていたことから、本日に延期となりました。皆様今日は御出席いただき、ありがとうございます。駅から歩いてきましたが異常な暑さで、やっとたどり着いたという感じです。今回も御審議いただく内容がありますので、スムーズな進行に御協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。
- 吉野局長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、山本会長より御指名願います。
- 山本会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、前澤委員と松本委員にお願いいたします。
- 吉野局長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、山本会長にお願いします。
- 山本会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。
- 早速、議事に入ります。議事の(1)は「資源管理の状況等の報告について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。資源管理の状況等の報告についてです。資料1の1ページを御覧ください。
- Iの経緯を説明いたします。1の「資源管理の状況等の報告」制度の内容・趣旨について。令和2年の漁業法の改正により、次のようになりました。①漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告することが義務付けられました。②そして、知事は一年に一回以上、漁業権者からの報告結果とそれに係る意見を付して、委員会に対し報告します。
- 2の資源管理状況等の報告期限及び報告内容について。報告は、1月から12月末までの内容について、翌年の6月末日までに報告することとされております。漁業法施行規則に定められている報告内容は表とおりです。ただ、この内容は、海面や養殖業も合わせた内容となっておりますので、何を報告するかについては、ガイドラインで具体的例が示されており、第5種共同漁業権についてはこちらに

従っておりますので御了承ください。

3の今回の報告について。今回、令和6年1月から12月末までを対象とした別添報告結果のとりまとめ及び当該報告にかかる知事の意見を報告させていただきます。3ページを横にして御覧ください。3ページから6ページまでが、各漁協の報告となります。伊東市松川漁業協同組合の報告を例に説明します。報告内容として(1)漁業権の種類及び免許番号ということで、①免許番号が内共第1号、②漁業権者が伊東市松川漁業協同組合、③漁業の名称があゆ、あまご、にじますです。(2)報告の対象となる期間は1月1日から12月31日です。(3)資源管理に関する取組の実施状況は、漁場監視巡回、河川清掃、産卵場の整備・保全を実施しています。(4)漁場の活用状況として①日券と年券の遊漁券の販売数、②増殖実施量と③目標増殖量になります。②の増殖実施量については昨年度委員会の目標増殖量の実績報告と同様となります。(5)組合員行使権として①組合委員行使権者である漁協の組合員数と②組合員行使権の行使の状況になります。②については、漁協組合員は漁具・漁法や期間、区域について行使規則で制限されているとおりの内容を実施していることとなります。(6)その他は、それ以外で報告された内容になります。以上が報告内容です。最後に判断ですが、適正の場合には○をつけています。以降の漁協の説明は、事前送付と同じ内容となりますので割愛させていただきますが、漁場監視巡回やカワウ対策等行っていること、関係法令を遵守していることを報告しています。そして、全ての漁協が適正であると判断しております。

1ページにお戻りください。最後4の知事の意見について。漁業権者からの報告内容を精査し、内容が適切であると判断されたため、別紙のとおり知事の意見として報告します。次のページを御覧ください。知事から委員会へあてた、漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告についてです。令和6年1月から12月までの期間における、本県の第5種共同漁業権者からの報告内容を精査した結果、いずれの漁業権漁場についても適正に漁場が活用され、資源管理の取組みがなされていたことを報告する、という内容になります。以上が、知事の意見になります。

7ページに参考として、この報告は何に使うのかを記載しています。本報告制度は、現在の漁業者が(1)の「適切かつ有効」に漁場を活用しているかどうかを把握する上で、参考となるものです。「適切かつ有効」の判断については、次の場合に活用します。漁業法第63条第1項第2号の海区漁場計画の要件等、第73条第2項の免許をすべき者の決定、第91条の指導及び勧告です。

(2)の指導及び勧告について。都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、漁業法第91条に基づく指導を行い、早期の是正を目指すことが求められております。都道府県は、資源管理の状況等の報告を受けた場合には、指導の必要性について検討を行う必要があります。このように、漁協の活動をオープンにし、適切な形に是正させていくことが報告の趣旨の一つとなります。

(3)の「適切かつ有効」に活用とは何かについて説明します。「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高められるように漁場を活用している状況のこ

とを言います。漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、点線内の内容が具体的例として挙げられておりますが、このような事情を総合的に考慮することが適当とされております。また、8ページからは関係法令を記載しています。

疑問点等ございましたら、質問をお願いします。事務局からは以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 山本会長 資料についてですが、天竜川漁協が内共第21号と、第26号第27号に分かれています。これは、水窪川の影響でしょうか。
- 日吉主事 そのとおり。内共第26号と第27号は、令和5年まで水窪川漁協が管理していましたが、令和6年からは天竜川漁協が管理することになりました。報告の内容についても、組合員数や遊漁券の販売枚数は合算されていますが、漁業権魚種が異なるため、天竜川漁協としての報告ですが表を分けて記載しています。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（1）については終了いたします。
- 山本会長 続きまして、議事の（2）は「うなぎの採捕禁止に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 それでは、議事2について説明させていただきます。資料2を御覧ください。うなぎの採捕禁止に係る委員会指示についてです。資料2の1ページを御覧ください。
- Iの経緯を説明いたします。親うなぎの保護の観点から、平成29年9月22日付け委員会指示により、産卵に向かう親うなぎが川を下る毎年10月1日（一部区域においては11月1日）から2月末日までの間、本県の内水面におけるうなぎの採捕は一律に禁止されてきました。また、九州、四国を中心に10県で同様の委員会指示が発令されるなど、全国的にも、うなぎの資源保護の気運が高まっているところ です。
- 続きましてIIの指示の内容についてになります。現在の指示の内容として、概要を説明します。禁止区域は静岡県の内水面、対象魚種は全長13センチメートルを超えるうなぎです。ただし、佐久間湖においては、全長30センチメートルを超えるうなぎになります。禁止期間は10月1日から翌年2月末日までです。ただし、入野漁業協同組合の漁場でもある浜松市西区西鴨江町(にしかもえちょう)663地先の三つ股橋上流端より上流の新川、旧新川、佐鳴湖の区域は、11月1日から翌年2月末日までの期間になります。静岡県漁業調整規則の第47条第1項に基づき知事の許可を受けている場合は、採捕禁止の適応除外となります。現在の指示の有効期間は、令和5年10月1日から令和7年9月30日までとなります。補足になりますが、指示の内容は親うなぎのみの採捕禁止内容ですが、漁業法及び調整規

則において全長13センチメートル以下のうなぎは、周年禁漁となっています。

次に、変更する事項として【更新の内容】を御覧ください。本委員会指示が令和7年9月30日で期間満了となるため、有効期間を2年間更新いたします。更新後として、指示の有効期間が令和7年10月1日から令和9年9月30日までとなります。また、浜松市の行政区再編により、西区と記載している部分を中央区とします。次の2ページから更新となる本委員会指示の案となります。前回からの変更部分には下線が引かれています。ページとしては2ページと3ページの部分が変更となります。また、9ページからは、現在の委員会指示となっています。1ページにお戻りください。

最後にⅢの決定の内容です。うなぎ資源の状況を踏まえ、うなぎの採捕を禁止することについて、漁業法第120条第1項及び第171条第4項に基づき、事務局案のとおり指示してよろしいか、審議のうえ決定をお願いします。

なお、最後の16ページに根拠法令を記載しています。漁業法第120条第1項より、海区漁業調整委員会または連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができるとなっています。また、漁業法第171条第4項では、この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行うとなっています。

漁業法132条より、何人も、特定水産動植物を採捕してはならないとあり、漁業法施行規則の第41条より、この特定水産動植物の一つとして全長13センチメートル以下のうなぎを掲げています。また、静岡県漁業調整規則の第36条でも、全長13メートル以下のうなぎは採捕してはならないとなっています。

指示の内容に記載されている適用除外としてありました、静岡県漁業調整規則第47条第1項は、この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具もしくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しないとなっています。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○山本会長

うなぎの資源対策として、9月30日をもって釣りができなくなるとのことですが、先ほどの議題資料を見ると、うなぎの漁業権を持っている漁協と無い漁協があります。漁業権があるところはしっかりと監視されていますが、無いところや一部漁協の河口まで漁業権を持っていないところでは、河口で多く釣られてしまうと聞きます。そのため、採捕禁止が広く行き渡っているか心配です。

うなぎ資源を守ることであるため、できれば県でもう少し広報していただきたい。例えば、新聞を利用していけば、広く皆さんに広報できると思いますが、県

2の許可の実績ですが、県内20の操業区域がありまして、うち16区域では法人、4区域では個人への許可で231人に許可が出ております。県内の採捕従事者の合計は877人でした。なお、令和5年漁期の採捕枠は2.3tに対し980kg（充足率44%）の採捕実績、令和6年漁期の採捕枠は2.2tに対し2.1t（同97%）となっております。

3の令和7年度漁期における許可についてですが、前回の許可の有効期限は、令和7年4月30日まででしたので、今回は令和7年漁期の制限措置、許可の基準等についての諮問となります。

それでは、2ページ目に移っていただきまして、今回の協議・諮問事項となります。まず協議事項の、うなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針についてです。3～5ページ目に変更案もございますので、併せてご覧ください。一つ目が取扱方針に記載の種苗の取扱についてです。まず始めに、資料には記載はありませんが、細かい文言の修正点として、これまでの取扱方針では「種苗」と表記していた箇所について、「うなぎ稚魚」と変更させて頂きたいと思っております。詳細は資料3ページ目の各所下線部をご覧ください。これは、方針の名前に「うなぎ稚魚漁業許可」と記載されていることや、知事許可として資源の適正な管理を行って頂く観点から、種苗という表現より「うなぎ稚魚」の表現の方が適切であると考えられるための変更となります。

続いて3ページのうなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針2の（2）ウ、エを併せてご覧ください。採捕したうなぎ稚魚を採捕従事者本人が出荷先に運搬できない場合を想定し、取扱方針では採捕従事者本人以外の者を運搬代理人として指定しております。この運搬代理人について、採捕従事者として届出のあった者は流通の透明化の観点から運搬代理人になることができず、運搬代理人になれるのは同居家族および採捕従事者でない法人の代表者のみと規定しておりました。一方、許可を受けている法人の代表者が採捕従事者でありながら所属する採捕従事者に代わり運搬を行う必要がある場合があるため、法人の代表者については採捕者であっても運搬代理人となれるように修正したいと思います。

続いて2ページに戻りまして、区域ごとの採捕許可数量についてです。許可数量の基本的な考え方としては、県内のうなぎ養殖業にて許可が出ている県内養鰻業者の、うなぎ稚魚の池入量がありますので、その総量を地域ごとの過去複数年の実績に応じて分配する形となります。詳しくは、4ページのうなぎ稚魚漁業許可に関する取扱方針3の（5）（6）をご覧ください。昨年令和6年度は令和4年漁期の各区域への配分比率、令和5年漁期の採捕実績に応じて採捕量を決定しておりました。令和7年については、資源量の変動に許可数量が大きく左右されないよう、さらに一年分の実績を追加し、令和6年度漁期の実績も考慮できるように修正したいと思います。なお、許可数量全体についてですが、今年度は採捕量が多かったこともあり、各地で採捕上限の撤廃を要望する声もありました。こちらについて、県でも協議をしたところ、親ウナギを確保するといった資源保護の観点や、昨年度漁期一年のみで資源が安定して増加したと判断できないことなどから、今年に関しては（5）に記載の従来通り県内養鰻業者の池入れ量の総量の範囲内としたいと思います。採捕上限について、ご意見等ございましたら後ほど、ご協議頂きたく存じます。これら取扱方針に関する事項については協議事項とし、

後ほどご協議いただきたく存じます。

次に諮問事項にうつります。2ページに戻って頂き、1つ目が制限措置及び許可を申請すべき期間です。静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。制限措置については、うなぎ資源の保護等を勘案しまして、人数や区域を増やすといった、これまでの規模を超える許可は出さない考えとしており、次の通り設定を考えております。詳細については6ページ以降と併せてご覧ください。漁業種類について、各区域の使用できる漁具はこれまでと同様。漁業者の数について、各区域の去年の数と同数以内。操業区域も基本的に、これまでと同様ですが、3つの区域で一部変更がございます。これは、採捕区域を増やす変更ではなく、地形の変化や工事等により採捕場所が危険となったり、稚魚が殆ど採れなくなってしまったことに伴う変更であり、漁獲圧がこれまでよりも増えることの無いよう、同等の距離を他の場所にズラす変更になります。また、二つの区域について、これまで隣接する地域で二つの法人で操業がありましたが、この2法人が合併することに伴い、現在二つの区域に分かれて許可が出ている操業区域を一つに統合する形の変更がございます。漁業時期については、これまでと同様(12月1日～4月30日)とします。漁業を営む者の資格については、詳細6ページご覧ください。これまでは法人に所属する人は全て当該地域に住所を有するものになっており、採捕従事者以外の法人を構成する社員についても地域内に住所を有する必要がありました。こちらを採捕者のみ、当該地域に住所を有するものとし、法人のその他の人については県内に住所を有する者、となるよう変更いたしました。こちらの変更は、法人の事務運営が多岐にわたる中、採捕者以外の人々の住所をその地域限定としてしまうことで、法人維持が困難になる場合があり、変更要望があったことに伴う変更案となります。採捕従事者については引き続きその地域に住所を有する者に限定されますが、これは知事許可になる前から、地元の人に許可を出すという考えでしたので、考え方、採捕の実態に変更はありません。その他、内容に変更のない部分について、一部語句の修正をしております。許可を申請すべき期間は、令和7年9月10日から令和7年10月10日までの1ヶ月間としたいと思います。

ただいま説明しました制限措置の告示案について6ページから18ページをご覧ください。変更点については下線部分となります。漁業者の数の変更箇所については、令和6年申請時点で許可枠より少なく申請のあった区域、また採捕実績がゼロの者がいた区域では、1～3名程度、減っております。

続いて資料2ページに戻りまして、諮問事項の2つ目が、許可の有効期間です。許可の有効期間は、これまでの操業期間と同じく、令和7年12月1日から令和8年4月30日までとしたいと思います。諮問事項の説明については以上となります。

その他の資料ですが、19ページに、協議事項の変更を反映した取扱い方針の新旧対照表を、20ページに知事から静岡県内水面漁場管理委員会宛の諮問文がございます。また、参考として21ページ以降に、関係法令の抜粋がございます。

最後に、2ページにお戻りいただきまして、Ⅲ 今後のスケジュールになります。本日の内水面漁場管理委員会においてご審議いただき、両委員会で答申が得られましたら、3～18ページの内容で、県公報で告示いたします。なお、字句等

に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

説明は以上になります。御審議の程、よろしく申し上げます。

- 山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 山本会長 県西部から東部の中で、どこが一番捕れるのでしょうか。
- 瀧川主任 年にもよります。採捕量が多いのは西部ですが、採捕者も西部が多いため、一概にどの地域に生息が多いかという判断はできない状態です。
- 山本会長 採捕者が多いという理由で採捕量が多い、ということでしょうか。
- 瀧川主任 そのとおり。
- 山本会長 どこの漁場、河川で多く遡上されているか、ということも分からないのでしょうか。
- 瀧川主任 細かい河川ごとの分布は分かりません。
- 山本会長 ニュースでも見ましたが、あれだけ多く捕れているそうですね。
- 瀧川主任 令和6年度漁期については捕れていました。一方、資源保護の観点であったり、内水面の親うなぎを保護するといった観点から、次の漁期については従来通りの採捕上限での制限を設けたいと考えています。
- 山本会長 資源保護をしていった結果、今年のように多く捕れたかと思います。採捕上限を設けていけば、これから先かなりの資源回復が可能性としてはあるという考え方ででしょうか。
- 瀧川主任 元の資源が増えていけば、親の資源が増えていくということも、可能性として考えられます。
- 山本会長 そうして資源量が増加していったら、採捕者からの要望があれば採捕上限も増やす可能性があるのでしょうか。
- 瀧川主任 長い目で見ていく必要はあるかと思います。ここ数年ずっと捕れない時期が続きましたが、資源保護の観点で上限を設定していました。例えば、ずっと豊漁が続き資源が回復した、という判断がされれば、その後上限撤廃をふまえ検討することになるかと思います。
- 朝倉委員 県内の池に入れる量というのは大体決まっているのでは。

- 瀧川主任 決まっています。県内養鰻業の池入量が決まっており、国から通知がありまして、それを採捕量として設定しています。
- 朝倉委員 上限を撤廃しても池に入れられる量以上を捕ったら、それはどこかに行ってしまうということですね。今は上限があるので、県内の池以上は採捕出来ませんが、今後上限無くしたら池以上採捕しちゃう、ってこともあり得ますよね。
- 瀧川主任 もし、採捕する量について上限が撤廃され池の量以上採捕された場合、現在の制度では出荷先については県内に限定していませんので、他県に採捕したものを出荷するといったこともあり得るかと思います。
- 秋山委員 実際の漁場はほとんどが海でしょうか。
- 瀧川委員 河口区域周辺ですとか、港湾内が多く、河川でも採捕区域として設定している地域もあります。
- 秋山委員 河川内も対象にしているんですか。
- 瀧川委員 河口から数百メートルとか、そういった部分で許可を出しています。区域については、知事許可になる前から従来の区域を基本として、許可を出しています。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（３）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し。
- 山本会長 ありがとうございます。それでは、議事の（３）については、決定ということで終了いたします。
- 山本会長 続きまして、議事の（４）は「その他」でございます。次回の開催日程について事務局より説明をお願いいたします。
- 日吉主事 次回開催日程について連絡します。次回の開催は12月を予定しております。また、日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。
次回開催日程については以上です。
- 山本会長 ありがとうございました。
以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。
皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いいたします。

○吉野局長

山本会長どうもありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これを持ちまして、第339回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

ごさいま
員会を閉

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに
記名押印する。

令和 7 年 9 月 10 日

議 長

山本 康



令和 7 年 9 月 18 日

議事録署名人

前澤 元次



令和 7 年 9 月 25 日

議事録署名人

松本 美紀



Faint header text at the top of the page.



Faint handwritten text in the upper middle section.

Faint handwritten text in the middle right section.